

契 約 書 （案）

県立長野図書館長 森 いづみ（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）は、次の条項により、県立長野図書館電子書籍利用業務に係る電子書籍コンテンツの利用に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者と受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（利用コンテンツ）

第2条 利用する電子書籍コンテンツの規格は別紙仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約日から令和5年3月31日までとする。ただし、発注者が一度利用料を支払った電子書籍コンテンツは、契約期間終了後も継続して利用できるものとする。

（利用料）

第4条 利用料の上限は、_____円とし、発注者は利用料の上限まで電子書籍コンテンツを購入するものとする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）

（契約保証金）

【契約保証金を納付する場合】

第5条 受注者は、契約保証金_____円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。

2 発注者は、契約期間が満了したときには、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

【契約保証金免除の場合】

第5条 契約保証金は_____円とし、財務規則第143条第3号の規定によりその納付は免除する。ただし、受注者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

（引き渡し及び検査）

第6条 受注者は、第3条に規定する期間中において、発注者から電子書籍コンテンツの発注があるごとに、その都度発注者の指定する日までに電子書籍コンテンツを納入し、発注者が利用できる状態にするものとする。

2 発注者は、電子書籍コンテンツの引き渡しを受けるときは発注者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引き渡しを受けけるものとする。

3 受注者は、前項の規定による検査の結果不合格となったとき電子書籍コンテンツについて、発注者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

(利用料の支払)

第7条 発注者は、毎月、前月分に係る利用料支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に利用料を支払うものとする。

(利用契約の終了等)

第8条 電子書籍コンテンツの利用終了に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(利用システムの滅失等)

第9条 発注者は、電子書籍コンテンツがその責に帰することができない事由により滅失又はき損したときは、システム利用料の減額又は契約の解除を請求することができるものとする。

(契約不適合責任)

第10条 受注者は、電子書籍コンテンツの引き渡し後に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において当該システムを修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第11条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託等の禁止)

第12条 受注者は、役務内容の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、契約内容を変更することができる。

2 前項の場合、発注者と受注者が協議の上、利用料、利用期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 発注者は、第1項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第14条 受注者は、発注者の責に帰すべき事由により電子書籍コンテンツに損害を生じたときは、発注者に損害賠償を請求できるものとする。

2 前項の損害賠償の額は受注者と発注者が協議して定めるものとする。

(契約解除)

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が、第3条に規定する期間内に電子書籍コンテンツを引き渡ししないとき又は引き渡しすることができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第15条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第15条の3 発注者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受注者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 発注者は、受注者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

第15条の4 発注者は、発注者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその賠償を請求することができる。
- 3 前項の賠償金は、第4条の契約金額から既に支払った金額を除いた額とする。

(秘密の保持)

第16条 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

2 受注者は、前項の規定に違反し発注者に損害を与えたときには、その損害を賠償しなくてはならない。

(債務不履行の損害賠償)

第17条 受注者は、その責に帰すべき事由により、第6条に規定する引き渡し日までに電子書籍コンテンツを引き渡すことが出来ないときは、当該期限の翌日から役務を完了した日までの日数に応じ、利用料年額に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する利用期間内に利用を終了できないときは、当該期間の翌日から利用を終了した日までの日数に応じ、利用料に対し年額2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

3 発注者は、その責に帰すべき事由により、電子図書館システムを滅失又はき損したときは、修理その他現状回復に必要な費用を受注者に支払わなければならない。

4 発注者は、その責に帰すべき事由により、第7条第2項に規定する期限までに利用料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、利用料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

5 受注者は、第10条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

6 受注者は、第15条から第15条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

7 発注者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

8 受注者は、第1項又は第6項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第18条 受注者は、第13条の2の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第13条の2第1号から第2号の場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第19条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

発注者 住 所
職・氏名

長野県長野市若里1丁目1-4

県立長野図書館長 森 いづみ 印

受注者 住 所
職・氏名

印

情報資産等取扱特記事項

長野県情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産等（情報システム、電子計算機及びネットワークで取り扱うデータ、システムで出力される帳票等）について、次のとおり取り扱うものとする。

（情報資産等の漏えいの禁止）

第1 受注者は、この契約による業務に関して知り得た情報資産等の内容を他には洩らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（情報資産等の滅失、改ざん及び損傷の禁止）

第2 受注者は、この契約による業務を行うために発注者から引き渡された情報資産等を、滅失、改ざん及び破損してはならない。

（情報資産等の掲載された資料等の返還又は破棄）

第3 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う情報資産等が必要でなくなった場合には発注者の指示により、速やかに情報資産等の掲載された資料等を、返還又は破棄しなければならない。

（情報資産等の目的外使用の禁止）

第4 受注者は、この契約による業務を行うため、情報資産等を取り扱う場合には、情報資産等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（情報資産等の掲載された資料等の複製及び複写の禁止）

第5 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、発注者から引き渡された情報資産等の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

（職員等の義務の周知徹底）

第6 受注者は、受注者の職員に対し、長野県個人情報保護条例第9条に規定する職員等の義務及び第63条、第64条に規定する罰則について、その周知徹底に努めるものとする。

（再委託の禁止）

第7 受注者は、情報資産等を取り扱う業務は自ら行うものとし、他の者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を受けたときは、この限りではない。

2 受注者は、前項の規定により発注者の承諾を受けて再委託を行うときは、再委託先に対して、この情報資産等取扱特記事項に規定する機密保持義務を負わせるものとする。

（作業場所の特定）

第8 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う業務について、作業場所を特定しなければならない。ただし、発注者の承諾を得て特定した作業場所以外で作業を行う場合には、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、この業務を行うために取り扱う情報資産等の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなくてはならない。

個人情報取扱特記事項

1 特記事項

(個人情報の漏えいの禁止)

第1 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 受注者は、この契約による業務を行うために発注者から引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

第3 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために発注者から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第7 受注者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、発注者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。